

私立高等学校等専攻科修学支援金交付要綱の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第2条 [略]</p> <p>(専攻科支援金の対象及び支給額)</p> <p>第3条 専攻科支援金の支給は、私立高等学校等専攻科の生徒であって、次の各号の全てに該当する者を対象とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>保護者等</u> (学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者その他の生徒の<u>就学に要する経費を負担すべきもの</u>として別に定める者をいう。)の<u>経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下の算式により算出された額(算定基準額)</u> (<u>保護者等</u>が2人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。)が以下の区分に該当する者</p> <p>【算式】市町村民税の所得割の課税所得額※1(課税標準額)×6%－調整控除の額※2</p> <p>※1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第1条第2項第1号に規定する所得金額等の合計額とする。</p> <p>※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額となる。</p> <p>区分1 <u>保護者等</u>の算定基準額が100円未満である者</p> <p>区分2 <u>保護者等</u>の算定基準額が51,300円未満である者(区分1に該当する者を除く。)</p> <p>※ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項各号に掲げる者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は0円とする。</p> <p>(5) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>第1場～第2条 [略]</p> <p>(専攻科支援金の対象及び支給額)</p> <p>第3条 専攻科支援金の支給は、私立高等学校等専攻科の生徒であって、次の各号の全てに該当する者を対象とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>生計維持者</u> (当該生徒の<u>生計を維持する者</u>として別に定める者をいう。)の<u>収入状況に照らして</u>経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下の算式により算出された額(算定基準額) (<u>生計維持者</u>が2人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。)が以下の区分に該当する者</p> <p>【算式】市町村民税の所得割の課税所得額※1(課税標準額)×6%－調整控除の額※2</p> <p>※1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第1条第2項第1号に規定する所得金額等の合計額とする。</p> <p>※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額となる。</p> <p>区分1 <u>生計維持者</u>の算定基準額が100円未満である者</p> <p>区分2 <u>生計維持者</u>の算定基準額が51,300円未満である者(区分1に該当する者を除く。)</p> <p>※ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項各号に掲げる者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は0円とする。</p> <p><u>※令和4年7月支給分以降は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合(生計維持者が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族とする場合に限る。)は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税標準額から12万円(特定扶養控除と扶養控除の差に相当する額)を減じることとする。この場合の算式は以下のとおり。</u></p> <p><u>【算式】(市町村民税の所得割の課税所得額－12万円)×6%－調整控除の額</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>

<p>第4条～第5条 [略]</p> <p>(収入状況の届出)</p> <p>第6条 前条の受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）は、別に定めるところにより、<u>保護者等</u>の収入の状況に関する事項について、代理申請者を經由して知事に届け出なければならない。</p> <p>第7条～第25条 [略]</p> <p>附 則 [略]</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第4条～第5条 [略]</p> <p>(収入状況の届出)</p> <p>第6条 前条の受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）は、別に定めるところにより、<u>生計維持者</u>の収入の状況に関する事項について、代理申請者を經由して知事に届け出なければならない。</p> <p>第7条～第25条 [略]</p> <p>附 則 [略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 この要綱は、令和4年5月17日から施行し、令和4年度の事業から適用する。</u></p> <p><u>第2条 令和3年度以前に高等学校等専攻科に入学した生徒については、本即中「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>摘 要</p>	<p>改正部分は、下線の部分である。</p>